第４【経理の状況】
１【四半期連結財務諸表等】
⑴【四半期連結財務諸表】⑹
①～③　（略）
⑵　（略）
２【四半期個別財務諸表等】
⑴【四半期個別財務諸表】⑺
①～④　（略）
⑵　（略）
（記載上の注意）
⑴　（略）
⑵　主要な経営指標等の推移
ａ　提出会社が四半期連結財務諸表を作成している場合において、第４【経理の状況】において当四半期連結会計期間に係る四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書を記載するときは、売上高、親会社株主に帰属する四半期純利益金額又は親会社株主に帰属する四半期純損失金額及び１株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額について、当四半期連結会計期間及び当四半期連結会計期間に対応する前年の四半期連結会計期間（ｂにおいて「前年同四半期連結会計期間」という。）に係るものの括弧書きを併せて記載すること。
ｂ　提出会社が四半期連結財務諸表を作成している場合には、当四半期連結会計期間及び前年同四半期連結会計期間に係る１株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額を記載すること。ただし、ａにおいて記載した場合はこの限りでない。
ｃ　提出会社が四半期連結財務諸表を作成していない場合において、第４【経理の状況】において当四半期会計期間に係る四半期損益計算書を記載するときは、売上高、四半期純利益金額又は四半期純損失金額及び１株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額について、当四半期会計期間及び当四半期会計期間に対応する前年の四半期会計期間（ｄにおいて「前年同四半期会計期間」という。）に係るものの括弧書きを併せて記載すること。
ｄ　提出会社が四半期連結財務諸表を作成していない場合には、当四半期会計期間及び前年同四半期会計期間に係る１株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額を記載すること。ただし、ｃにおいて記載した場合はこの限りでない。
⑶　事業の内容
当四半期連結累計期間（四半期連結財務諸表を作成していない場合は、四半期累計期間。⑷ａ及びｃにおいて同じ。）において、提出会社及び関係会社において営まれている事業の内容について、重要な変更があった場合には、その内容を記載すること。
なお、法第28条第２項の業務に係る経理を整理する区分（以下「業務区分」という。）ごとに、当該事業に携わっている主要な関係会社に異動があった場合には、その内容を記載すること。

第４【経理の状況】
１【四半期連結財務諸表等】
⑴【四半期連結財務諸表】⑷
①～③　（略）
⑵　（略）
２【四半期個別財務諸表等】
⑴【四半期個別財務諸表】⑸
①～④　（略）
⑵　（略）
（記載上の注意）
⑴　（略）
（新設）
⑵　事業の内容
当四半期連結累計期間（四半期連結財務諸表を作成していない場合は、四半期累計期間。⑶ａ及びｃにおいて同じ。）において、提出会社及び関係会社において営まれている事業の内容について、重要な変更があった場合には、その内容を記載すること。
なお、法第28条第２項の業務に係る経理を整理する区分（以下「業務区分」という。）ごとに、当該事業に携わっている主要な関係会社に異動があった場合には、その内容を記載すること。